

第1回 海岸保全施設維持管理マニュアル改訂検討委員会

日時：令和元年11月12日（火）
15:00～17:00

場所：中央合同庁舎4号館
12F 1219～1220 会議室

議 事 要 旨

1. 全般について

- ・ 今回改訂で離岸堤等を新たに位置づける意義やマニュアルに従って維持管理をすれば、社会や国民、海岸管理者にとってどのようなメリットが得られるのかを明確にする必要がある。
- ・ 離岸堤において越波量を指標として健全度を評価することは、シミュレーション等の実施が必要であるので、現実的ではない。
- ・ 健全度評価の対象は、面的防護という観点で複数の海岸保全施設をまとめて評価するのではなく、個別の離岸堤等の単位で評価するものとする。
- ・ 自然災害により被災した施設を原形復旧（災害復旧）することも維持管理の一連として、トータルコストが抑えられるような予防保全を目指すべき。
- ・ 目視が前提となっている点検では、新技術の導入もしやすいように工夫すべき。
- ・ 既に点検が実施されて長寿命化計画が策定されている施設に関して、今回のマニュアル改訂により点検方法や健全度の評価基準が新たに示された場合においても、点検や評価をやり直すことがないよう配慮すべき。

2. 離岸堤等の被災事例及び変状連鎖フロー（案）

- ・ 近年の気象状況より、「前面海底洗掘」を経由せず「波力の増大」が生じて変状が進行するパターンも想定される。そういった変状連鎖も考慮すべき。
- ・ 離岸堤等が被災したことによる背後の海岸保全施設への影響も変状連鎖フローに考慮すべき。

3. 離岸堤等の点検項目及び変状ランク・健全度評価基準（案）

- ・ 離岸堤等の設置後の経過年数と変状に関するデータを収集するなどして予防保全の効果を評価する必要があり、そのためには離岸堤等の経過年数と変状によるデータの収集に力をいれるべきである。
- ・ 施設の前面海底地盤の洗掘の点検と合わせて、施設と施設の間の開口部の洗掘についても考慮すべき。
- ・ 一度も異常波力を受けずに堤体が崩壊している事例があるならば、その変状連鎖フローを分析すべき。
- ・ 健全度評価基準の内容は複雑にせず、現行マニュアルと齟齬が生じないように表現を工夫すべき。
- ・ 点検でどのような変状を把握するのかを直感的にわかりやすく記述すべき。

以上